## 大阪市告示第1362号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

大阪市長 横 山 英 幸

路線名	区	間	供用	開始	うの期	日
加美鞍作第3号線	平野区加美鞍作1丁目18 同 区同 18	3番の1地から 3番の1地まで	告	示	<b>0</b>	日
加美鞍作中央線	平野区加美鞍作1丁目18 同 区同 18	3番の1地から 3番の1地まで	告	示	Ø	田

(建設局総務部管財課)